

障がい者活躍推進計画

令和2年4月
可茂消防事務組合

可茂消防事務組合における障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日

可茂消防事務組合消防長

可茂消防事務組合における障がい者活躍推進計画(以下「本計画」という。)は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第7条の3第1項の規定に基づき、可茂消防事務組合消防長が策定する障がい者活躍推進計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする。

2 可茂消防事務組合における障がい者雇用に関する課題

可茂消防事務組合は、職員の定数276名の消防事務を共同処理する一部事務組合であり、障害者雇用促進法において、消防吏員は法定雇用率の除外職員であることから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。

今後、職員の高齢化等により、中途障がい者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。以下同じ。)となる職員が発生する可能性もあるが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

3 目標

(1) 採用に関する目標

障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職を極力発生させない。

4 取組内容

(1) 活躍を推進する体制整備

- ア 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。
- イ 障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、総務課内に障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示板等により周知する。
- ウ 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、障がい者職業生活相談員資格認定講習会を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ア 相談窓口への相談のほか、毎年実施している自己申告書の提出の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- イ 中途障がい者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。